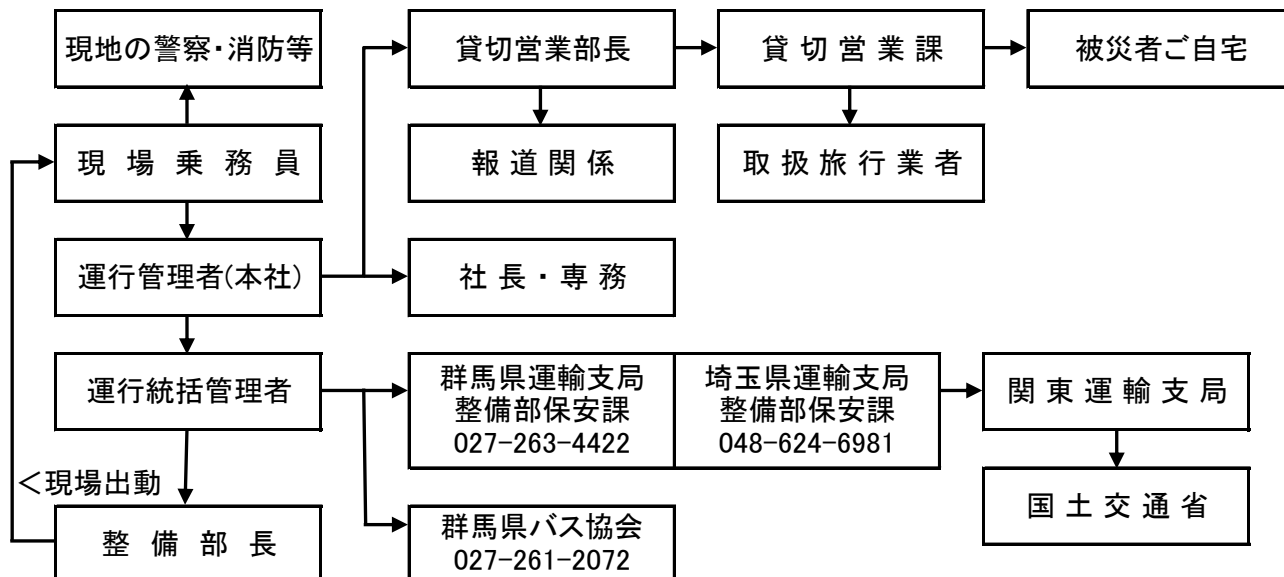


<自動車事故・事件・テロ行為緊急連絡体制>



速報対象となる重大事故

次のいずれかに該当する自動車事故。

1. 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突、接触したもの
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は14日以上入院する傷害など重傷者を生じたもの(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号参照)
4. 10人以上の負傷者を生じたもの
5. 操縦装置又は乗降口扉を開閉する操作装置の不適切な操作により旅客に11日以上治療を要する傷害が生じたもの(自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号参照)
6. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
7. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
8. 救護義務違反があったもの
9. 自動車の装置(かじ取り装置、制動装置、車枠、車軸、車輪(タイヤを除く)又はシャシばねの破損又は脱落により)の故障により自動車が運行できなくなったもの(車両法第41条)
10. 車輪の脱落を生じたもの
11. 橋脚、架線、その他鉄道施設を損傷し、3時間以上本線の鉄道車両の運転を休止させたもの
12. 高速自動車国道、自動車専用道路で3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
13. 大臣が、特に必要と認め報告を指示したもの

速報対象となる特定重大事件

1. 交通機関、交通施設等を対象とした次のものが発生した場合。
バスジャック、施設の不法占拠、爆弾又はこれに類するものの爆発、核の放射性物質・生物剤・化学剤の散布
2. 社会的に大きな影響があると判断する事件又は事件が発生するおそれのある場合

速報対象となる重大事件の予告

特定重大事件又は重大事件にかかる予告電話、インターネットの書き込みその他の予告行為

報告事項

○重大事故・特定重大事件及び重大事件の報告事項

【第1報告事項】

- ①事故・事件種別 ②事故・事件概要 ③被害概要 ④事業者名 ⑤発生日時 ⑥発生場所 ⑦事故車車両の情報
- ⑧死者・重症者及び負傷者数 ⑨情報入手先 ⑩その他把握している事項 ⑪緊急連絡担当者名及び連絡先 ⑫今後の対応

○重大事件予告時の報告事項

【第1報告事項】

- ①事業者名 ②受信日時・受信者・受信方法・受診回数等 ③予告日時・場所・受信内容 ④情報入手先
- ⑤警察の届け出の有無及び対応状況 ⑥その他把握している事項 ⑦緊急連絡担当者名及び連絡先 ⑧今後の対応



